

年 度	令和 7 年度 委 託 設 計 書				課 長	担当課長	係 長	精算者	設計者
設計月日	令和7年 月 日 設計								
起 工 理 由	記名板を作成し、合葬式墓地へ設置する業務を委託するものです。								
位 置	明石市大久保町松陰字石ヶ谷1466番地内				施工方法 及 期 限		委 託 令和8年3月31日 まで		
事 業 名	墓園維持管理事業								
委 託 名	合葬式墓地記名板刻字等業務委託(単価契約)								
委 託 の 概 要	記名板作成設置業務 1式								
委 託 費	当初設計額		当初請負額		摘 要		前払金 無 部分払 12回以内		
	第1回変更設計額		第1回変更請負額						
	増 減		増 減						

項目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
記名板作成設置					
プレート材	1	枚			インド黒(YKD) 縦41横116厚15
彫刻	1	式			レーザー彫
据付	1	式			
直接工事費			計		
諸経費	1	式			
委託費			計		
消費税	1	式			
			合計		(1枚当たり)

業 務 委 託 仕 様 書

委託者明石市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「合葬式墓地記名板刻字等業務委託(単価契約)」の仕様は次のとおりとする。

第1条 この業務は、明石市契約規則、委託業務契約書及びこの委託仕様書に基づき、甲の指示に従い実施すること。

第2条 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。

第3条 乙は、契約締結後5日以内に、着手届、業務費内訳明細書及び施工計画書その他必要書類を市長宛に提出して、承認を受けなければならない。

第4条 この仕様書の疑義は、すべて甲の解釈によるものとし、明示のない事項及び必要と認められるものは、すべて甲の指示により実施すること。

第5条 業務にあたっては、乙と甲は常に密接な連絡を取り、打ち合わせを行うものとし、甲の指示又は承諾を得た上で執り行うものとする。なお、変更を必要とする場合についても同様である。

第6条 設計変更の必要から、請負金額を変更する場合の変更金額は、設計額に対する請負金の比率をもって算出する。

第7条 業務実施にあたっては、石ヶ谷墓園管理事務所の業務に支障をきたさないように十分配慮すること。

第8条 業務中、第三者に損害を与え、または他の公私構造物で甲の指示なく破損あるいは処分した時は、甲の指示に従い、乙の負担をもって復旧もしくは損害を補償しなければならない。また委託業務作業に起因する損害を生じた場合も同じである。

第9条 業務実施に当たり、石ヶ谷墓園管理事務所の施設を利用する場合は、事前に甲に通知して承認を得ること。

第10条 乙は業務終了後、甲に報告し、甲が検収を行うものとする。

第11条 前条の検査の結果、手直しが必要な場合は甲の指示に従い、速やかに実施しなければならない。

第12条 乙は、業務主任者を1名選任し、甲に報告しなければならない。

以上

合葬式墓地記名板刻字等業務委託(単価契約)特記仕様書

1. 委託範囲

合葬式墓地へ設置する記名板を作成及び彫刻し、据付する業務。

2. 業務の概要

下記に示す記名板（石のプレート）に、発注者より指示された内容（文字）を下記に示す規格・仕様で彫刻し、発注者が指定する石ヶ谷墓園内の所定の場所に速やかに設置する。設置が完了した後、下記に示す成果品により報告を行なう。

3. 記名板の規格・仕様

1) 材質（色指定）

インド黒（YKD）

2) サイズ

縦 41 mm×横 116 mm×厚 15 mm（台座：縦 45 mm×横 120 mm×厚 20 mm）

3) 仕上

底面以外磨きのうえ糸面取り（割れ、欠け、面取りの不均一がないこと）

4. 彫刻の規格・仕様

《記名板の作成イメージ》

1) 彫り方

レーザー彫とする。

2) 字体、文字サイズ

発注者の指示通りとする。

3) 文字数

生前名、生年月日、没年とする。（イメージ図参照）

明石 太郎

1918.11.1～2017.12.1

5. 据付の規格・仕様

記名板台座のさび・汚れを落としたうえ、耐久性に優れ容易に取り外しできない方法により台座の中央に据付し、コーキングボンドで目地を埋めるものとし、仕様材料（コーキングボンドや石材用接着剤・エポキシ系接着剤等）は発注者と協議のうえ決定する。設置後の凸凹は 2 mm以内となること。

6. 成果品

1) 設置報告書 1 式

ア 記名板作成概要

イ 記名板設置概要

ウ 写真

7. その他の条件

1) 制作の依頼から設置までの期間は、概ね 1 ヶ月以内とする。

2) 報告書提出毎に請求することとし、年 12 回以内とする。

3) 委託期限は令和 8 年 3 月 31 日までとする。

以上

明石市石ヶ谷墓園 全体図

